

令和3年2月26日

拝啓 仙台市長 郡 和子 様

NPO 法人日本タバコフリー学会 代表理事・医師 菌 潤

仙台市による勾当台公園の喫煙所設置に対する抗議書



当法人は、タバコが存在しない（タバコフリー）社会を目指して、2011年に設立された団体です。世界保健機関（WHO）や厚生労働省の推計によれば、毎年世界で800万人、日本で十数万人の死亡原因であるタバコと受動喫煙に対する厳しい規制は、世界的にも国内でも重要な公衆衛生上の喫緊の課題です。

当法人の主たる活動として毎年開催される「学術大会」においては、海外の喫煙（受動喫煙を含む）対策先進諸国のリーダーを招聘し、そのノウハウを学び、会員及び各自治体やマスコミ等の担当者と共有しております。仙台市におかれましても世界の流れを把握され、先進的な受動喫煙防止のための施策を進めているものと拝察しておりました。

しかし、仙台市民である当法人理事から、2月初めの新聞記事（河北新報、朝日新聞）を知らされ、大変な驚きと怒りを覚えました。その記事によると、勾当台公園の灰皿設置場所に、昼休みの時間帯になると周りの官公庁から来ると思われる喫煙者があふれ、公園における受動喫煙が問題視されている。そこで仙台市が、日本たばこ産業（JT）とタイアップして公園内に喫煙所を設置し、1年間状況がどのように変わるかを見る社会実験を行うとのことでした。

たとえ社会実験という大義名分を掲げようと、今回の取り組みには、以下の重大な問題点が含まれており、厳重に抗議させていただきます。

1. 市長には、市民の健康で幸せな生活を守る責任があります。常習喫煙は個人の趣味嗜好ではなく、ニコチン依存症という病気です。喫煙は自分自身の健康を損ない、周囲の人の健康を損ない、社会の健康を損ないます。
ですから、行政は喫煙や受動喫煙を容認せず、厳しく規制する施策をとるべきです。喫煙所の設置は公務員や市民の喫煙を容認し、喫煙者自身と受動喫煙による周囲の人々の健康被害を助長するものです。喫煙所を廃止し喫煙者の禁煙治療を支援することが、真に市民のための市の役目です。
2. 日本も批准しているWHOの「たばこ規制枠組み条約」では、第五条3項に「締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する」と定められており、以

下の原則と勧告が示されています。

- (3) たばこ産業との連携や、拘束力又は強制力のない協定を拒否する。
- (6) たばこ産業による「企業の社会的責任」と称する活動を非正規化させ、規制する。
- (7) たばこ会社に特権的処遇を与えない。

上記に照らし、この度のJTと連携した仙台市の取り組みは国際条約に明白に違反しています。国のみならず、自治体がしてはならない施策です。

- 3. 2020年4月1日施行の改正健康増進法において、あらゆる施設の屋内は原則禁煙になりました。同法では屋外の公園等についても受動喫煙のないよう配慮すべきとしていますが、多くの公園の喫煙所ではタバコ煙が周囲に漂い、子どもを含む市民に受動喫煙被害が生じています。完璧な受動喫煙防止を謳う喫煙室でも人の出入りによるタバコ煙のもれはあり、喫煙所の完全撤去こそが最も法にかなう方法です。喫煙所を公園内に設置すること自体が、健康増進法の精神に反します。「社会実験、費用全額負担で税金を使わない」というタバコ会社の甘言に騙されてはなりません。市が維持管理を担うことは、「公認」のお墨付きを与え、間接的には市税の投入を意味するからです。
- 4. 勾当台公園は、宮城県庁や仙台市役所にも近く、「公認」の喫煙所を公務員が利用することが懸念されます。公務員の職務専念義務違反に当たる勤務時間中の喫煙離席を含め、公務員の健康増進の妨げになることも明白です。仙台市と宮城県庁が協力して、公務員や市民・県民に禁煙及び受動喫煙防止を推進するためにも、このような社会実験は不要かつ有害です。
- 5. 新型コロナウイルス等の感染防止の為に、マスクを外し、密な状態で喫煙する喫煙所の設置は有害かつ危険です。感染防止の為に、既存の喫煙所が大半閉鎖されている現在、社会実験の名を借りた喫煙所の設置は、感染防止対策に逆行するもので、到底容認できません。
- 6. 勾当台公園は、市民のためばかりでなく、観光スポットとしても重要です。今回の計画は、内外観光客の仙台市のイメージダウンに繋がると考えられます。

以上から、仙台市が今回の計画を撤回し、今後一切タバコ産業との接触をしない姿勢を明確にするよう強く望みます。年度末のご多用中に恐縮ですが、この抗議書に対するご回答を、本年3月末までに当法人事務所まで郵送していただくよう要望します。

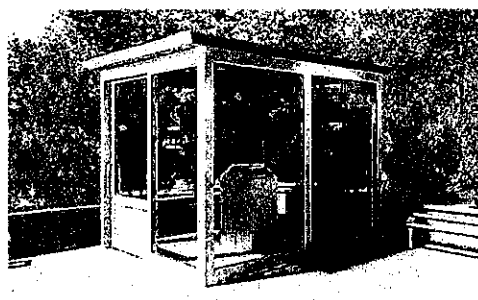
敬具

勾当台公園 もくもく晴れる？

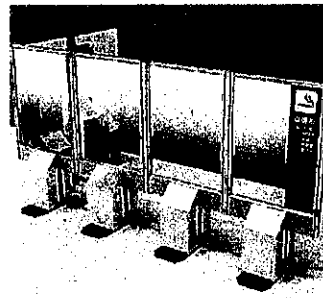
仙台市・JT、喫煙所3種類設置へ

仙台市と日本たばこ産業（JT）東北支社が4月、県庁や市役所そばにある勾当台公園（仙台市青葉区）で、分煙の社会実験に乗り出す。平日の昼時になると公園内の灰皿には喫煙者が詰めかけ、付近からの苦情が絶えずに受動喫煙が問題視されていた。

市によると、設置されるのは3種類の喫煙スペースだ。換気機能がついたプレハブ1棟のほか、高さ約2・5メートルのパーティション（仕切り）で囲ったり、フラーポット（花壇）で区切ったりする。喫煙スペース以外は園内



勾当台公園に設置される喫煙室のイメージ



勾当台公園に設置されるパーティションのイメージ

を禁煙にして、現在設置されている灰皿は使えないようにする。喫煙スペースでは足元に距離を取るよう求めるマークを設置して、「密」を防ぐという。公園では平日の昼休みにすると周辺から愛煙家が集まり、3カ所の灰皿周辺で

たばこの煙やにおいが問題になってきた。市は昨秋、市民からの苦情を受けてJTに対策を相談。JTが喫煙所の設置費用1千万円超を負担し、市が維持管理を担うことでもまとまったという。実験は4月20日～来年3

月末に実施する予定だ。市は公園の利用者を対象にアンケートをして、どれだけ受動喫煙を防ぐ効果が期待できるのかを確かめるとい

166日ぶり感染ゼロ

新型コロナ1人死亡

県と仙台市は8日、新型コロナウイルスの新規感染者がいなかったと発表した。1日あたりの感染者の発表がゼロとなったのは、昨年8月26日以来、166日ぶりだ。

一方、県内の医療機関に入院していた90代女性が7日に死亡したとの発表もあり、県内の死者は計23人になった。

1日ごとの感染者数は昨年10月に入って徐々に増え始め、今年1月14日に最多の87人を記録。2月に入ってから7～13人に落ち着いてきた。

最近の感染者の減少について、県の担当者は「一人一人の予防や仙台市内の飲食店を対象にしていた営業時間の短縮要請などが減少につながっているのではないかと。ここで気を緩めず、感染防止対策の継続をお願いしたい」と話した。

8日午後3時現在の県のまとめでは、145人の療養者のうち入院しているのは67人で、県内の病床使用率は約27%に抑えられている。重症者は7人（申知仁）



仙台総局(東北復興取材センター)
〒980-0014
仙台市青葉区本町2-2-6
☎ 022-223-3116
fax 022-223-3119
石巻 ☎ 0225-95-0647
気仙沼 ☎ 0226-22-7060
大崎 ☎ 0229-22-0163
白石 ☎ 0224-25-3002

宮城地域情報
<http://www.asahi.com/area/miyagi/>
購読・配達のご用は ☎ 0120-33-0843 (7:00~21:00)
広告のご用は ☎ 022-263-0131
折り込みのご用は ☎ 022-236-6763

きょうの天気

6-12時 降水確率 12-18時

40	仙台	10	石巻
40	古川	10	白石
20	石巻	10	西
50	白	40	波

湿度 50%
最高3度 最低-3度
最高0度 最低-5度
最高2度 最低-5度
最高2度 最低-5度